

別表（第4条関係）

目的	許可対象者	鳥獣の種類・員数	許可の期間	許可区域	方法	
有害鳥獣捕獲（対処捕獲・予察捕獲）	<p>特別の事由がない限り、原則として次のいずれにも該当する者（対処捕獲）</p> <p>1 被害者又は被害者から依頼された者であって、愛知県に住所を有するもの若しくはその者の所属する公署等が愛知県に所在するもの</p> <p>2 法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当しない者</p> <p>3 法第2条第6項に規定する法定猟法による場合は、当該狩猟免許の取得者であり、かつ、省令第67条第2項第1号又は第2号に該当するもの。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、次の場合は許可できる。</p> <p>(1) 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において、銃器を使用しないで鳥獣を捕獲する場合</p> <p>(2) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合</p> <p>4 法人に対する許可に当たっては、従事者は狩猟免許を有する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合で、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。</p>	被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して、必要最小限とする。	<p>1 時期及び期間は、原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で、必要かつ適切な期間とする。ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある時期は、避けるよう指導するものとする。</p> <p>3 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。</p> <p>4 許可の期間は、原則として2箇月以内とする。ただし、市町村等が行う法人捕獲の場合にあっては、6箇月以内となるよう指導するものとする。</p> <p>5 予察捕獲の許可は、事業計画に定める被害発生予察表に基づくものとする。</p>	<p>1 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生地及びその隣接地等とする。</p> <p>2 市が行う場合は、原則として市内であって、被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して必要最小限とする。</p> <p>3 その他の者が行う場合は、捕獲を依頼した者の管轄する区域内とする。</p> <p>4 鳥獣保護区及び休猟区における有害鳥獣捕獲については、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施することとし、他の鳥獣の繁殖に支障のないよう配慮する。</p> <p>5 特定猟具禁止区域（銃器）においては、安全性が確保される区域を除き、原則として銃器による有害鳥獣捕獲は行わないものとする。</p>	<p>1 捕獲用具は、捕獲効果を考慮し、最も適切なものとする。</p> <p>2 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は、原則として認めないものとする。</p> <p>3 空気銃を使用する場合は、半矢の危険性があるため、大型獣類には使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合は、この限りでない。</p> <p>4 指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用）における鉛散弾の使用は、認めないものとする。</p> <p>5 多人数で捕獲する場合は、班を編成させて行わせるものとする。</p> <p>6 鳥類の卵の採取等については、原則として現に被害を発生させている鳥類の捕獲等を行うことが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行う場合とする。</p> <p>7 わなの使用に当たっては、以下の許可基準によるものとする。</p> <p>(1) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合は、箱わなに限る。</p> <p>(2) 獣類（ツキノワグマを除く。）の捕獲を目的とする許可申請の場合</p> <p>ア くくりわなを使用する場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付防止金具を装着したものであること。また、イノシシ及びニホンジカを捕獲する目的である場合は、上記の規制に加え、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。</p> <p>イ とらばさみを使用する場合は、のこぎり歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。</p> <p>8 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法は、結果として被害の発生を遠因を生じさせることが多いので避けるよう指導するものとする。</p>	
		なお、下表左欄に掲げる鳥獣については、捕獲に従事する者1人当たりの許可数量の上限をおおむね下表右欄に掲げる数量とする。ただし、希少鳥獣（注）については、必要に応じて個別に検討するものとする。				
		鳥獣名				許可数量
		ハシボソガラス				50羽以内
		ハシブトガラス				50羽以内
		カワラバト（ドバト）				50羽以内
		ヒヨドリ				100羽以内
		ムクドリ				100羽以内（網使用の場合は、2,000羽以内）
		スズメ				200羽以内（網使用の場合は、2,000羽以内）
		カモ類				20羽以内
		カワウ				50羽以内
		その他鳥類				10羽以内
		ハクビシン				100頭以内
		モグラ科全種				100頭以内
		ネズミ科全種（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く。）				100頭以内
その他獣類	3頭以内					
外来鳥獣等（注）	生息確認数以内					
（注）事業計画 第一 2 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方で規定するものとする。						